平成２４年（フ）第８０８３号
神奈川県横浜市神奈川区神之木町19―53　朝日プラザ神之木公園管理員室
破産者　萩原　人司
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１７２号
東京都練馬区北町７丁目９―25―201
破産者　望月　昌久
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２３４号
東京都北区豊島５丁目４－２―1203
破産者　志田　隆夫
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５１０号
東京都杉並区井草１－５－２―301、住民票上の住所東京都杉並区井草１丁目５－７　室岡方
破産者　田中　理惠
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５１３号
東京都大田区池上６丁目27―16―401
破産者　伊藤誠江子
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１４５号
東京都渋谷区本町２丁目45番８号
破産者　株式会社ＨＧＨ（旧商号株式会社八戸グランドホテル）
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１４６号
青森県八戸市内丸３丁目７番27号
破産者　有限会社高吉商店
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４７３号
東京都葛飾区東四つ木２丁目11番22号
破産者　株式会社ティーンエイジャーズ
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４７４号
東京都葛飾区東四つ木２丁目11―22
破産者　山田　昭泰
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４７８号
東京都世田谷区岡本１丁目32番７号
破産者　株式会社コスモ建工
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４７９号
東京都狛江市岩戸北１丁目７－９―301、開始決定時の住所東京都狛江市岩戸北３丁目14―５
破産者　釜谷　誠一
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４８１号
東京都墨田区墨田３丁目17―９―306
破産者　島田　正雄
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４８５号
東京都豊島区西池袋３丁目33番19号白鴎マンション310
破産者　株式会社愛工コンサルタント
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４８６号
東京都品川区西五反田４丁目25番９号
破産者　京浜企業株式会社
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４８７号
神奈川県横浜市保土ケ谷区新井町556―31、開始決定時の住所東京都世田谷区等々力２丁目15―19　ジュン等々力２―105
破産者　渋谷　　弘
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４８８号
神奈川県横浜市保土ヶ谷区新井町556―31、開始決定時の住所東京都世田谷区等々力２丁目15―19　ジュン等々力２―105
破産者　渋谷　妙子
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４９４号
東京都千代田区神田神保町３丁目10番地
破産者　有限会社ソウユウ
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５２９号
東京都渋谷区渋谷１丁目３番１号
破産者　クリエイティブ・オフィスなび株式会社
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５３０号
東京都江戸川区西葛西２丁目４番15―1001号
破産者　株式会社エクリプス・カンパニー・リミテッド
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６２３号
群馬県館林市緑町２丁目３－４
破産者　岡村　光一
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６２７号
東京都墨田区太平１―20―８明宏ビル１Ｆ
破産者　株式会社東京ライジング
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部